

# 長崎県における郡視学制度の成立過程

## A Study on the Process of the Establishment of the County Inspector System in Nagasaki Prefecture

平 田 宗 史

Munefumi Hirata

(1974年9月10日 受理)

### (一) はじめに

明治23年の小学校令によって、郡視学が各郡に一名設置されることとなった。しかし、種々の理由で、郡視学の設置は、遅々として進まなかったのである。全国的に、郡視学が本格的に設置されるようになるのは、明治20年代後半から30年代前半においてであり、明治33年4月1日になって、やっと、各郡に一名必置されるようになったのである。(1)

そのような中で、長崎県に郡視学が設置されるようになるのは、明治30年4月からである。全国的にみると、長崎県の郡視学の設置は、早い方でも遅い方でもない。

本稿は、この長崎県を事例として、郡視学制度の成立過程を考察するのである。

### (二) 郡視学制度の施行過程

長崎県が、明治23年の小学校令の規定に基づいて、郡視学制度を施行したのは、明治30年4月からである。それまでは、明治25年6月10日の訓令第81号の『小学校令 施設上 注意ノ件』の中で、長崎県知事が「学校監督ノ厳否ハ教育事業ノ挙否ニ関スルコト最も大ナリ故ニ郡視学ヲ置クノ制アリト雖モ本県ニ於テハ未タ郡制ノ実施ナキニ依リ郡視学ヲ置クヲ得サルヲ以テ学務主任書記ヲシテ之ニ代ヘ小学教育ノ監督ヲ厳正ナラシムル様注意スヘキ事」(2)と、郡役所に指令しているのをみると、郡制未施行の為、三新法時代のままの郡の学務主任書記をして、小学校教育を監督させていたものと思われる。これは、郡制未施行のところでは、一般に行なわれていたことである。長崎県は、明治30年4月1日から郡制を施行することになったので、3月(3)に、各郡に郡視学を設置するよう指令したのであった。

それに呼応して、東彼杵郡長は、早速、郡視学を設置しようとしたが、その職務規程を郡長自身で制定してよいかどうか分らなかったのが、彼は、それを彼自身で制定してよいか、それとも、県で制定するのかどうか、県で制定するのなら予算編成上、至急、公布して下さるよう長崎県内務部長へ伺ったのであった。(4)この伺に対して、長崎県内務部長は、翌5月6日、「右ハ知事ニ於テ判定発布可相成筈ニ候」と、東彼杵郡長に回答したのであった(4)。この回答をした6日後の明治30年5月12日には、長崎県は、『郡視学職務規程』(5)(訓令第35号)、その3日後の5月15日には、『郡視学俸給旅費規程』(6)(訓令第394号)を公布し、7月1日を期して、各郡とも郡視学を設置するよう指令したのであった。

郡視学の設置にあたって、郡が、先ず、直面しなければならなかったことは、郡視学の給料、旅費等のことであった。というのは、新小学校令の郡視学制度に関する規程では、専任郡視学に関する経費は、全て郡の負担となっており、これは、郡にとって重大な問題であったのである。この経費の問題は、全国的に共通するものであった。郡視学の経費の問題で、郡長と郡会、知事と郡長及び郡会とで折合が付かないことが、しばしばであり、そこで、文部省は、県で基準を設けるよう訓令したのであった。長崎県も、その訓令に基づき、『郡視学俸給旅費規程』を設けたのであった。

「訓令三第三九四号、明治三十年五月十五日 郡長宛

郡視学俸給旅費等ハ左ノ範囲内ニ於テ支給スヘキ心得ヲ以テ設備セラルヘシ

右訓令

人口十五万以上ノ郡 三十五円以上 西彼杵郡、  
四十円以下 南高来郡

人口十万以上ノ郡 三十円以上 北松浦郡、  
三十五円以下

人口五万以上ノ郡 二十五円以上 北高来郡、東彼  
三十円以下 杵郡、南松浦郡

人口五万未満ノ郡 二十円以上  
三十円以下

旅費ハ都テ郡書記ニ準ス」(6)

この訓令に基づき、各郡は、郡視学の俸給旅費額を定め、県知事の許可を求めなければならなかったが、この基準が全国的にみて高いものであったことと、郡の財政難とで、基準より低く俸給、旅費額を定めて伺う郡があり、全ての郡が、スムーズに、知事の許可を得たのではなかった。スムーズに許可を得たように見える郡にしても、しぶしぶ、県の基準に従ったと見るのが、妥当であろう。

例えば、北高来郡長は、明治30年6月17日『郡視学旅費ノ義ニ付伺』(7)を県知事に提出し、「郡視学旅費ノ義ハ都テ郡書記ニ準スヘキ旨客月十五日訓令三第三九四号ヲ以テ御訓令ノ次第モ有之候処右ハ郡内旅行ノ場合ニ限り郡書記ノ旅費額ニ依ラスシテ旅中一切ノ費用ニ充ツル為メ一日手当若干支給スルコトニ相定メ候モ差支ノ筋ハ無之哉郡視学毎月十五日以上各小学校巡視可致答ニ付テハ旅費額大ニ相嵩ミ候ニ付可成節減ヲ加ヘ度都合モ有之相伺候条至急電報ヲ以テ何分ノ御指揮相成度候也、但手当支給差支無之トキハ一日手当五拾銭宛支給スヘキ見込ニ有之候」と、伺出したのである。これに対し、県は、翌18日、「郡視学旅費ハ訓令ノ通心得ベシ」と、電報で指令したのであった。そこで、北高来郡長は、『郡視学給料旅費額並ニ給料支給規則及旅費支給規則』(7)を制定し、同月26日、再度、伺ったのであるが、それは、二三の字句の訂正がなされただけで、明治30年7月1日、許可された。

北高来郡と違い、南高来郡の場合は簡単ではなかった。南高来郡長松原英義は、明治30年8月4日、『郡視学給料旅費退隠料等ニ付許可稟請』(7)を県知事に提出した。その給料、旅費額は、次の通りである。

「一、給料月額金貳拾五円以内トス

一、旅費日当ハ左ノ通り

汽車賃 一哩毎ニ	汽車賃 一哩毎ニ	車馬賃 一里毎ニ	日当 一日毎ニ
金 四銭	金 五銭	金 八銭	金六拾銭

この伺で問題になったのは、給料額である。南高来郡長は、「本年五月訓令三第三九四号ニ基キ月額金参拾五円ノ議案ヲ以テ郡会ニ付シ」たのであるが、「本額ノ通減額議決シタル義ニ有之候」とあるように、25円に減額して伺出したのである。ここに問題があった。した

がって、県は、8月17日、「貴郡ニ於テハ人口十五万以上ニ付去ル五月十五日付訓令三第三九四号ニ依リ三拾五円以上四拾円以下ニアラサルハ他郡トノ権衡ヲ失シ候義ニ付容易ニ許可相成難候」と指令したのである。これに対し、南高来郡長は、8月27日、「訓令ノ旨ニ基キ月額金参拾五円ニテ提出郡参事会及郡会ニ於テモ充分原按ノ旨趣弁明候得共郡参事会ニテハ全会一致ニテ廿五円以下トスルノ異見ニ有之郡会ニテモ大多数ヲ以テ郡参事会之通決定候状情ニ有之」との理由で、「特ニ御許可相成候様御取計相成度」と、再度、伺出したのである。しかし、これに対しても、「他郡ニ於テハ何レモ五月十五日付訓令三第三九四号ニ抛リ議決シタルモノニ就キ許可セラレ独貴郡ノミ該訓令ニ抛ラス許可セラルルトキハ忽チ他郡ニ影響ヲ及シ不都合歟カラサル」という理由で、県は、明治30年9月6日、「南高来郡郡視学給料旅費等ノ件給料額ヲ除クノ外小学校令第五十一條ニ依リ許可ス」と指令し、その給料額を認めなかったのであった。そこで、それから4ヶ月後の明治30年12月28日、南高来郡長は、「本郡視学給料額ニ付テハ数回照会往復ノ末竟ニ許可不相成候処今般卅一年度予算議定ニ際シ百方弁明ノ末予テ御訓令通り三拾五円ニ議定」したので、『郡視学給料及旅費額ニ付許可稟請』(8)を、県知事に提出したのであった。これは、明治31年1月7日、県知事の許可を得たのである。南高来郡長は、郡会の議決を楯にして、郡視学の給料の減額を図ったが、結局は、知事の訓令通りに従わさせられたのであった。新小学校令の第51条の「郡視学ノ給料旅費退隠料等ハ郡ノ負担トス其額及支給方法ハ郡会ノ議決ニ依リ府県知事ノ許可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ」という規定は、郡会の議決権より知事の許可権が優先していたのである。したがって、南高来郡は、明治32年度においても、郡視学給料の減額を図ったが、知事は、それを許可しなかったのである。

スムーズに許可を得た郡にしても、郡会の議決を得るのは大変であつたらしい。例えば壱岐郡においては、「郡会ニ於テ郡費節減論頗ル盛ニ殆ト廃棄ノ勢ナリシニ幸ニ正半数ノ起立ト相成議長ノ意見ヲ以テ原案ニ決定致」(7)したということであった。

このように、郡視学の設置は、郡にとって、財政上、大変なことであつたのである。しかし、県知事の強引と思われるような行政指導によって、各郡の郡視学の給料及び旅費額は、知事の訓令通り、図表(一)の如く、決定したのであった。

図表(一) 郡視学の給料及旅費額

郡名	制定年月日	給料	旅費額	備考
東彼杵郡	明治30・9・15	円 25~30	長崎県郡書記の旅費額に準ずる。	
西彼杵郡	30・8・14	30~40	汽車賃一哩毎ニ四銭, 汽船賃一海里毎ニ五銭 車馬賃一里毎ニ八銭, 日当一日毎ニ六〇銭	
北高来郡	30・7・1	25	汽車賃一哩毎ニ三銭, 汽船賃一海里毎ニ四銭 車馬賃一里毎ニ八銭, 日当一日毎ニ五〇銭	明30・6・17(同)→18(不許可)→26(再同)→7・1(許可)
南高来郡	31・1・7	35以内	汽車賃一哩毎ニ三銭, 船賃一海里毎ニ四銭 車馬賃一里宿泊料一夜毎ニ七〇銭 毎ニ十二銭, 日当一日毎ニ四〇銭	明30・8・4(同)→17(不許可)→8・27(再同)→9・6(不許可)→12・28(再々同)→31・1・7(許可)
北松浦郡	30・9・29	50以内	長崎県郡書記の旅費額に準ずる。	
南松浦郡	30・6・22	30	汽車賃一哩毎ニ四銭, 汽船賃一海里毎ニ五銭 車馬賃一里毎ニ八銭, 日当一日毎ニ六〇銭	
壱岐石田郡	30・6・11	25	汽車賃一哩毎ニ四銭, 汽船賃一海里毎ニ五銭 車馬賃一里毎ニ郡外八銭 郡内五銭 日当一日毎ニ郡外六〇銭 郡内四〇銭	明30・5・22(同)→31(許可)。しかし、再同をし、明30・6・11(許可)上下県郡
上下県郡				

### (三) 郡視学の任命と職務

各郡の給料及び旅費額が決まるや、各郡は、郡視学の人選を始めたのであった。その選任資格が見当たらないので、どのような基準で郡視学を選んだか分からないけれども、郡視学の人選は、予定より遅れたのであった。しかし、それは、人材難による遅れではなく、前述の如く、郡視学の設置には多大の経費を要するので、一日でも遅く、郡視学を設置したいのが、各郡の偽らざる心であったのであった。例えば、一番早く、郡視学給料及び旅費額を定めた壱岐石田郡の場合をみてみよう。壱岐石田郡は、『郡視学給料旅費額等規定ノ件許可稟請』を県に提出した明治30年6月4日、『郡視学設置之義ニ付上申』<sup>(7)</sup>をも提出し、県知事に、次のように述べて、郡視学の人選を願出たのであった。すなわち、壱岐郡は、郡財政の貧困と郡視学適任者の不在との理由で、本年度の郡視学設置を見送り、明年度からの設置を予定していたけれども、県から、「是非本年七月ヨリ実行ノ取計可致トノ御示ヲ蒙」ったので、やっとのことで郡参事会及び郡会を説き伏せて、本年度から郡視学を設置することになったというのである。そこで、有無を言わさない人物を県で人

選して下さるようお願いしたのであった。これに対し、県は、明治30年6月15日、「貴郡郡視学選択方之儀ニ付本月四日付ヲ以テ御申出之趣了承右ハ武生水高等小学校訓導兼校長野田千太郎適任ト認メ候条俸給式拾五円ニテ御上申相成可然ト」<sup>(7)</sup> 指令したのであった。

しかし、壱岐郡長は、野田千太郎の後任の人選難、郡参事会員が郡視学俸給額議決の際、野田千太郎より高尚の人物を希望していたこと、十八円の給料者を一気に二十五円にすれば、「元同僚ハ勿論民間之和合モ不充分ト」<sup>(9)</sup> となると考えることから、この指令に同意出来なく、明治30年6月19日、他の人物を選出して下さるよう、再度、県に伺ったのであった。

壱岐郡長は、三つの理由を挙げて、他の人物を推薦して下さるようお願いしたのであるが、県は、就任前は適任でないと思っけていても、就任後、十分能力を発揮する者もいるし、又野田千太郎を郡視学に任命することは後進に道を譲ることになり、さらに、彼は、「郡視学候補者中第一流ニ居ル者」であり、しかも二十五円と言うのは高くなく、「従来菲薄ナル待遇ヲ受ケタル結果」であるので、「御再考相成度」と、6月24日、指令したのであった<sup>(9)</sup>。これに対し、壱岐郡長は、6月30日、野田千太郎を月俸二十二円で任用したいと県に

上申している<sup>(10)</sup>。この上申に対する回答書は分らないが、県はこれを許可しなかったのである。したがって、沓岐郡長は、一月半後の明治30年8月12日、『郡視学御任命ノ儀ニ付上申』<sup>(9)</sup>を県に提出している。この上申書では、二十二円から規定通りの二十五円に郡視学の給料を増給したので、県は、明治30年8月18日、これを許可したのであった。

これまで、沓岐郡々視学が任命されるまでの経過を考察してきたが、スムーズに人選がなされたと思える沓岐郡にしても、郡視学設置に乗り気でなかったことが分るであろう。沓岐郡が、規定通りに、郡視学を任命するまでに至ったのは、県の強引と思われるまでの行政指導があったからであり、それがなかったら、沓岐郡の郡視学の設置は、かなり遅れたであろう。

次に南高来郡の場合を検討してみよう。前述したように、南高来郡は、給料及び旅費額のことと県と折合がつかなく、その制定がかなり遅れ、明治31年1月7日に、やっと、県の許可を得たのであった。郡視学の人選もかなり遅れ、初代郡視学の任命も、明治31年8月11日であり、長崎県が予定した明治30年7月1日から一年余り過ぎていたのである。しかも、初代郡視学の辞任後、南高来郡は、郡視学を任命しようとしなかったため、県は、「曩ニ貴郡郡視学辞職以来今日ニ至ル迄候補者御推薦無之候処右ハ教育監督上一日モ猶予ス可カラサルハ勿論目下学年始ニ際シ諸般ノ施設ヲ為

ス上ニ就テハ尤モ任命ヲ急カサルベカラズ』<sup>(11)</sup>という指令をしているばかりでなく、これに対し、南高来郡は教育現場の経験がなく、県庁の職員や郡長の経歴しかない者を郡視学に任命して下さるよう伺っている。勿論、これを、県は、許可しなかったが、南高来郡のこのような態度は、無理矢理に、訓令通りの給料及び旅費額を県に認めさせられた抵抗としか考えられなく、又、郡視学設置がかなり郡財政に影響を与えることを意味しており、郡視学設置に郡が積極的でなかったことを意味しておると考えられる。

沓岐郡、南高来郡の例から分るように、郡視学設置は、各郡にとって財政的に大変なことであり、その設置に積極的でなかったのである。しかし、県の強力な行政指導によって、各郡の給料及び旅費額が制定され郡視学の人選も進み、初代の郡視学に任命された者は図表(二)の通りである。

この図表をみて分るように、長崎県が予定した明治30年7月1日より、各郡とも、郡視学の任命が遅れている。郡視学に任命された者の前歴は、尋常高等小学校訓導兼校長四名、尋常高等小学校訓導一名、私立尋常中学校教員一名、不明一名である。初代郡視学の前歴又は、その後任命された郡視学の前歴からみる限り、長崎県では、教育現場の経験ある者から郡視学に任命したものと思われる。事実、教育現場の経験ない者は、郡視学任命の上申があっても、それを、県は、

図 表 (二) 初 代 郡 視 学

郡 名	就任年月日	郡視学名	前 歴	給料	備 考
東 彼 杵 郡	明治 31. 1. 4	植松喬次郎	佐賀県藤津郡嬉野尋常 高等小学校訓導	25円	
西 彼 杵 郡	30. 8. 20	副島信太郎	長崎市長崎尋常小学校訓導兼校長	35	
北 高 来 郡	30. 8. 3	口石 数義	南松浦郡有川尋常 高等小学校高等科訓導兼 校長	25	
南 高 来 郡	31. 8. 11	松井 国彦		35	
北 松 浦 郡	31. 1. 27	小佐々 憲	私立尋常中学校玖島学館教員	40	
南 松 浦 郡	30. 8. 18	鰐淵常太郎	北松浦郡大島尋常 高等小学校高等科訓導兼 校長	25	
沓 岐 石 田 郡	30. 8. 18	野田千太郎	沓岐郡武生水高等小学校訓導兼校長 科尋常小学校長	25	就任時もめる、 後、教科書事件 に關係す。
上 下 県 郡					

認可しなかったのである。例えば、南高来郡は、教育現場の経験がなく、県庁の職員や郡長の経歴しかない者を郡視学に任用しようとして、それを県に上申した時、県は、次のような理由で、この任命を拒否している。

「本月八日付学第五九号ヲ以テ藤本頼慶ヲ貴郡郡視学ニ任用相成度旨御照会相成候処本人ハ従来ノ官歴公町村教育行政ニ関與シタルコト有之又教育ニ熱心ナル者トスルモ素ヨリ教育ノ実務ニ関スル経歴無之者ニ候ヘハ授業法及学校管理法等ニ通セサルハ勿論總テ教員ノ職務ニ就テ指示若クハ監督スルカ如キ視学トシテ必要ノ資格無之候ニ付任用相成候共職務ヲ十分ニ執行為致候事ハ難望候ニ付到底詮議相成兼候条至急更ニ当人物御推薦相成度此段及御回答候也」

長崎県では、郡視学任用資格は、「略地方視学任用資格ニ準シ」とあるように、明治30年5月1日判定、勅令第百四十号の『北海道庁府県ニ地方視学ヲ置ク』の中にある地方視学任用資格に準じていたのであった。これは、全国的な傾向であったのである。

長崎県の『郡視学職務規程』は、前述したように、明治30年5月12日、訓令第三十五号で布達された。それは、明治30年5月5日制定の『地方視学職務規程』公布後に制定されたものなので、全国の例に漏れず、それに則って定められたものであった。長崎県の『郡視学職務規程』<sup>(5)</sup>と『地方視学職務規程<sup>12)</sup>』とを対照させて、次に掲示してみよう。

・郡視学職務規程 (県訓令第三十五号) 明治30年5月12日	・地方視学職務規程 (文部省令 第五号) 明治30年5月5日
<p>第一條 郡視学ノ視察スヘキ事項左ノ如シ (ニ)</p> <p>一、教育ニ関スル勅語ノ主旨ノ實際ニ行ハルル情况 ①</p> <p>二、学令児童就学及出席ノ情况 ⑥</p> <p>三、小学校設備ノ整否 ④</p> <p>四、教科目ノ加除修業年限授業時間及補習科ノ適否 ③</p> <p>五、学級編制及教員配置ノ適否 ③</p> <p>六、教授及管理法ノ適否 ②</p> <p>七、生徒学業ノ進否及試験ノ情况 ③⑦</p> <p>八、生徒卒業後ノ成績及風儀ノ良否 ⑦</p> <p>九、学校衛生ノ適否 ⑧</p> <p>十、学校長、教員其他学事関係職員ノ能否勤情 ⑨</p> <p>十一、学事諸表簿ノ整否 ⑤</p> <p>十二、実業補習学校、徒弟学校、幼稚園、其他小学校ニ類スル各種学校及私立学校ノ情况</p> <p>十三、学校経費ノ収入支出及学校基本財産ノ情况 ⑩</p> <p>十四、授業料金額ノ適否並徴収免除ニ関スル情况</p> <p>十五、教育ニ関スル諸集会ノ情况 ⑪</p> <p>十六、教育ニ関スル諸法令実施ノ情况 ⑬</p> <p>十七、其他教育上必要ト認ムル事項 ⑭</p> <p>第二條 郡視学ハ毎月少クトモ平均十五日以上学校ヲ巡視スルモノトス</p> <p>第三條 郡視学ハ巡視ヲ終ル毎ニ其情况ヲ詳細郡長ニ復命シ意見アルトキハ具申スルモノトス (六)</p> <p>第四條 郡視学ハ巡視ノ際法令ノ明文ニ抵触セル事項アリト認ムルトキハ其関係者ニ指示若クハ協議</p>	<p>第一條 地方視学ハ内務部ニ属シ小学校及其他小学校令ニ掲クル学校等ノ視察ニ従事ス</p> <p>第二條 地方視学視察ノ要項左ノ如シ</p> <p>一、教育ニ関スル勅語ノ主旨ノ實際ニ行ハルル情况</p> <p>二、教授及管理ノ方法</p> <p>三、学級ノ編制教員ノ配置学科課程及試験ノ情况</p> <p>四、設備ノ整否</p> <p>五、学事ニ関スル表簿ノ整否</p> <p>六、学令児童就学及出席ノ情况</p> <p>七、生徒ノ成績及風儀</p> <p>八、学校衛生ノ清况</p> <p>九、学校長教員其他学事関係職員ノ執務</p> <p>十、学事ニ関スル会計及経済ノ情况</p> <p>十一、学事集会ノ情况</p> <p>十二、学事ニ於ケル市町村一般ノ感情</p> <p>十三、学事法令施行ノ情况</p> <p>十四、其他特ニ必要ト認ムル件</p> <p>第三條 地方視学ハ左ニ列記スル事項ニ関シ当事者ニ指示スルコトヲ得</p> <p>一、法令ノ明文ニ抵触スル事項</p> <p>二、庁議ノ決シタル事項</p> <p>三、授業法及学校管理法ニ関スル事項</p> <p>四、其他特ニ地方長官ノ命命ヲ受ケタル事項</p> <p>第四條 地方視学ハ学校及市役所町村役場ノ帳簿ヲ査閲スルコトヲ得</p> <p>第五條 地方視学ハ視察ノ際授業時間ヲ変更セシメ時間外ニ授業ヲナサシメ又ハ授業ヲ休止セシムル</p>

スルコトヲ得、但重要ナル事項ハ郡長ノ指揮ヲ受クヘシ (三)①

第五条 郡視学ハ巡視ノ際、授業法及学校管理法ニ関シ必要ト認ムルトキハ其学校関係者ニ指示若クハ協議スルコトヲ得 (三)②

第六条 郡視学ハ巡視ノ際、必要ト認ムルトキハ生徒ノ学業ヲ試験スルコトヲ得 (ハ)

第七条 郡視学ハ巡視、必要ト認ムルトキハ学校町村役場ノ帳簿ヲ査閲スルコトヲ得 (四)

第八条 郡視学ハ執務ニ関スル手續ハ郡長ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

コトヲ得

第六條 地方視学ハ視察ノ際、当事者ノ参席ヲ求ムルコトヲ得

第七條 地方視学ハ当事者ニ対シ説明ヲ求ムルコトヲ得

第八條 地方視学ハ生徒ノ学業ヲ試験スルコトヲ得

第九條 地方視学ハ視察ノ情况ヲ具シ意見ヲ附シテ地方長官ニ復命スベシ

註 末尾の数字は、『地方視学職務規程』の條項目の数字を示す。

二つの規程を比較対照して見れば分るように、両者は、殆んど差異がないことが理解出来よう。すなわち、郡視学職務規程は、地方視学職務規程の中の「地方視学」という文字を「郡視学」を変えたに過ぎないと言って過言ではなからう。それ程、両者は、似ているのである。ところで、郡視学職務規程の特徴は、郡視学の視察すべき事項が、郡の学務全般にわたっていることと、その第一の事項として「教育勸語」が挙げられていることである。その外、少くとも毎月十五日間以上の郡視学の巡視の実施、巡視後の郡長への情况報告、巡視時に法令に触れる事項及び授業法・学校管理法についての指示権並びに生徒の学業試験の実施権について定められている。さらに、郡視学は、必要と認むる時は、学校ばかりでなく、町村役場の帳簿をも査閲できたのである。

このように、郡視学職務規程から見る限り、郡視学の視察及び職務は、広範囲にわたっていたが、しかし、長崎県知事は、明治30年11月19日、郡視学を召集して、その中でも、次のような点に力を入れるよう訓示を行なった。しかも、内務部長は、明治30年12月22日、それを各郡長に通達したのであった。

「知事ヨリ郡視学ヘ訓示ノ大要」

- 一、本県普通教育ノ情况ハ他府県ニ比シ未タ低度タルヲ免カレス即統計表ノ示ストコロ常ニ他府県ノ下ニ位スルヲ以テ此際就学生ヲ多カラシムルコト最モ緊急ノコトナリトス而シテ之レト同時ニ学校ノ設備ヲ完全ナラシメサルヘカラス町村ニ依リ校舍狹隘ノ為メ暗ニ学令就学ノ督責ヲ見合サガ如キモノナキニアラス是等ハ甚タ不都合ニ付適應ノ設備ヲナサシムルヲ要ス
- 一、高等小学校ノ数ハ尚甚タ少キヲ以テ今後増設セ

シムルノ方針ヲ取ラサルヘカラス尋常科卒業ノミニテハ活用不十分ナリ而テ現今ノ状況ノ如何ヲ見ルニ現ニ高等小学校ノ設置アル場所ニ在テハ尋常科卒業生ノ多クハ高等小学校ニ入ルノ実況ナリ故ニ将来成ルヘク各地方ニ高等科ヲ増設セシメントヲ要スル尤高等科ヲ併置スル場合ニ於テハ可成尋常科ノ設備ヲ完全ニシテ必要ノ教員ハ必ス之ヲ備ヘサルヘカラス尋常科ノ教員備ハラシテ高等科ヲ併置シ又ハ尋常科ノ教員ハ粗備ハルモ高等科ニ充ツヘキ十分ノ教員ナキニ強テ高等科ヲ併置セントスルカ如キハ不可ナリ宜ク注意スヘシ且現在ノ学校ニシテ若シ不完全ノモノアレハ此等ハ速ニ完全ナラシムル様注意スヘシ

- 一、生徒ノ貯金ハ勤儉貯蓄ノ美德ヲ養フノ上ニ於テ偉大ノ効果アルヘキヲ以テ学校教員ハ勉メテ之ヲ奨励シ若シ多少ノ弊アリトスレハ其弊ヲ除却シテ之ヲ普及セシムルヲ要ス而シテ貯金ニ付テハ漫ニ金額ノ多キヲ要セス真ニ勤儉貯蓄ノ旨趣ニ適シタルモノヲ勸奨スルコト勿論ナリ
- 一、学校樹栽ノ必要ナルコト曩ニ訓令セシ通ナレハ各町村ニ於テ適當ノ地所ヲ選ヒ能ク方法順序ヲ立テ町村吏員学校職員等協同一致シテ実行セシムルコト肝要ナリ此事ハ兒童ヲシテ殖林ノ必要ナルコトヲ知り愛林ノ念ヲ起サシムルノミナラス後來大ナル学校基本財産ヲ得ルノ良法ナリトス
- 一、郡視学ハ郡長ノ指揮命令ヲ受ケテ郡内ノ教育事務ヲ監督スヘキモノナレハ町村ノ情况ヲ視察シ一々之ヲ郡長ニ報告シ郡長ノ意見ト一致シタル後ニアラサレハ猥リニ一區ノ意見ヲ発表セサルヲ要ス」(7)

知事は、先ず、就学率の向上と学校設備の充実に努

力するよう訓示したのであった。この二点は、全国の学事関係者すべてが、当時、力を入れた点である。<sup>(1)</sup> 第二に、高等小学校の増設、第三に、勤儉貯蓄の美德を養成する等に生徒の貯金の奨励、第四に、愛林の念を起させるのみならず、将来、大いに学校基本財産となるので学校植林の実施等をするよう、知事は郡視学に訓示したのであった。そして、これらの仕事をする場合、郡視学は、「郡長ノ指揮命令ヲ受ケテ郡内ノ教育事務ヲ監督スヘキモノ」なので、「町村ノ情况ヲ視察シー々之ヲ郡長ニ報告シ郡長ノ意見ト一致シタル後ニアラサレハ猥リニ己ノ意見ヲ発表セサルヲ要ス」と結んでいるのである。郡視学は、郡の小学校教育の学務全般の指導監督に携わることになっているが、長崎県の郡視学は、郡視学が設置された明治三十年から三十三年ごろまで、知事の訓示した四点に特に力を入れたものと思われる。

#### (四) 壱岐郡々視学岡田儀三郎排斥事件

このようにして、長崎県において、明治30年から31年にかけて、郡視学制度が、次第に定着して行ったのであった。ところが、明治33年4月1日以前の郡視学の地位を特徴づける事件が壱岐郡で起ったのであった。それは、明治32年6月から9月にかけて、小学校校長及び教員間に生じた壱岐郡第三代郡視学岡田儀三郎排斥事件である。明治30年代後半から大正時代においてよく見られる「高圧手段によって校長を誅り教員を誅った」<sup>(13)</sup> という資料からは考えられない事件である。明治33年4月1日から、郡視学は、任用資格も定められ、月俸二十五円以上の判任官となり、その経費も地方費で賄なわれるようになり、監督官としての地位を確定したのに対し、それ以前は、任用資格も定めてなく、官吏でなくて官吏であるという判任官待遇であり、俸給も安く、郡費で賄なわれていて、郡視学の地位が低く、不安定なものであったことから生じたと思われる事件である。所謂、明治33年4月1日以前の郡視学の地位、郡視学与小学校々長及び教員との関係の特徴づける事件と思われる。そこで、壱岐郡々視学岡田儀三郎排斥事件を検討してみよう。

岡田儀三郎は、明治32年5月18日、月俸25円で、壱岐郡国府高等小学校訓導兼校長から第三代壱岐郡々視学に任命されたのであった。彼の履歴を粗描すると、彼は、慶応3年(1867)、南高来郡神代村生れで、明治17年3月に長崎県師範学校に入学して、明治21年7月10日、長崎県尋常師範学校を卒業した。その後、県下の小学校訓導及び校長を歴任した後、明治31年3月10

日、彼は、国府高等小学校訓導兼校長となり、そして、一年余後の明治32年5月18日、33歳の若さで、壱岐郡々視学に任命されたのである。<sup>(14)</sup>

彼が壱岐郡々視学に就任して半月余り後の明治32年6月4日、石田尋常高等小学校訓導兼校長市山治八、国府高等小学校訓導兼校長松本新六、香椎高等小学校訓導兼校長殿川哲夫、露翠尋常小学校訓導兼校長野本嘉八郎、勝本尋常小学校訓導兼校長山内益三郎の五名は、「視学ノ能否ハ教育ノ盛衰ニ関スル事ノ大ナル敢テ冗弁ヲ待タザル儀ニ御座候現郡視学ニ関シ吾人ノ意ニ充タザルモノ有之候ニ付此段明断ヲ仰ギ候也」<sup>(15)</sup> という上申書を壱岐郡長山口豊静に提出したのである。

上申書を提出した一方では、彼等は、「排斥書上申ハ我同窓会ノ一部ニテ決行センヨリハ寧ろ広く教育者ノ賛同ヲ求メ之ヲナスヲ可トスルコトニ去ル六月二十三日下條信男借宅ニ於テ協議セシヲ以テ各員ニ謀ルコトトナリ」<sup>(15)</sup> とあるように、各小学校教員にも働きかけを行なっているのである。例えば、国府高等小学校に於て開催された6月24日の職員会終了後、談話会の席で、会長松本新六は、次のように述べている。

「私ハ諸君ニ御報スルコトガアル郡視学ハ良イ人物ヲ選デ貰ハネバナラヌ郡視学ノ良否ハ郡ノ教育ノ消長ニ関スル然ルニ今ノ郡視学ハ甚ダイカヌ其人ヲ任スル郡役所モ甚ダイカヌ又其人モ甘ジテ辞令ヲ受クルモイカヌ依テ西部地方ノ教育者ノ団体ハ次ノ土曜日下條信男ノ宅ニ集会シテ其筋ニ今一回上申スルコトニナツテ居リマス此事ハ可成多数教育者ノ意見ヲマトメテスルガヨイカラ可成諸君ノ御賛成アル様ニ申シテ呉レトノコトデアリマス又今ノ視学ノツマラヌ点ヲ聞キタイト云フ人ガアルナラ充分説明スル人ガアルノデス」<sup>(15)</sup>

これに対して、長時間にわたり、いろいろと質疑応答があったが、「終ニ兎モ角参考ノ為土曜日下條ノ宅ノ同窓会ヲ傍聴シ其説明ヲ聞クコトト一決致シ散会」<sup>(15)</sup>したのである。土曜日(7月1日)には、会員数名が下條宅に参会したけれども、郡視学排斥運動の中心となっている長崎県尋常師範学校同窓会員は、松本と下條の二名のみで、趣旨説明役の市山治八の出席が遅れたので散会となったのである。

以上のように岡田郡視学を排斥しようとする運動が進んでいるのであるが、他方では、岡田郡視学を擁護しようとして、四村長のように、擁護の内申書を壱岐郡長に提出する者もいた。このように、岡田郡視学排斥の問題は、郡視学与小学校々長及び教員との間だけの

問題でなくなったので、長崎県の内務部長は、明治32年7月21日、その問題を十分調査して報告するよう宍岐郡長に指令したのであった。彼は、翌月2日に、郡視学排斥事件の生じた原因と、その解決の楽観的な観測を内務部長に回報したのである。

しかし、この問題は、宍岐郡々長の報告通りには進展がなく、泥沼の状態になったので、長崎県内務部長は、明治32年9月19日、郡視学排斥に関する資料を提出するよう宍岐郡長に命じた。宍岐郡長は、調査した結果を、明治32年10月8日、『小学校職員御処分ノ儀ニ付上申』<sup>(15)</sup>として、長崎県知事に提出したのであった。この上申書に基づいて、長崎県は、明治32年10月14日、事件に関係した小学校教員の処分をしたのである。処分をうけた小学校長及び教員は、罰俸月俸三ヶ月五人、一ヶ月二人、譴責処分一人、計八人であった。一方の岡田郡視学は、明治32年11月25日、「私儀家事ノ都合有之現職相勤メ兼候間御免職被成下度此段御願申上候也」<sup>(16)</sup>と辞職願を長崎県知事に提出し、28日にこれが認められ、退職したのである。

これまで、岡田郡視学排斥事件の経過と結果について考察してきたが、その経過の中でも少し触れたけれども、最後に、郡視学排斥運動が起った原因について、まとめて検討してみよう。その原因を、宍岐郡長は、「郡視学岡田儀三郎 就任之砌 郡内小学校教員之内本県師範学校出身之者共ニ於テ岡田儀三郎ハ同輩ニシテ学力等充分ナラズ從テ経験ナキヲ以テ郡視学トシテ自分等ヲ監督スルノ伎能ヲ有セザルモノトナシ同人之辞職ヲ希望シタル向有之候趣」<sup>(15)</sup>と、県庁に報告している。これは、一応、妥当するであろう。しかし、これは、表面的な理由であって、事件が起った直接的原因とは考えられない。直接的には、次のような原因から起ったと思われる。

(一)つは、処分を受けた八人の中、村江を除いた七人迄が宍岐郡出身者であるのに対し、岡田郡視学は、同じ長崎県出身であっても、南高来郡出身者であったこと。このことは、事件を起した張本人である市山治八によって否定されているけれども、大きな原因となったと思われる。

(二)つは、八人の中、一人の他郡出身者である武生水高等小学校訓導兼校長村江建臣が、岡田郡視学の長崎県師範学校の四年先輩であり、しかも、第一、二代の宍岐郡視学は武生水高等小学校訓導兼校長から選ばれたのに対し、第三代宍岐郡々視学は、武生水高等小学校より格の低いとみられていた国府高等小学校から選任されたということ。

(三)つは、小学校々長及び教員にとって、郡視学は出世の最高とみられ、逆に、郡視学に就任した者の足を引っぱろうとする者が多かったこと。このことは、郡長の初代郡視学任用伺の中で指摘していることであり、一年足らずで、宍岐郡々視学が、次々と交替していることから推測される。

このような三つの原因が、宍岐郡々視学岡田儀三郎排斥事件が起った直接的原因と考えられる、しかし、根底は、明治33年4月1日以前の郡視学の小学校々長及び教員の監督官としての地位の弱さから生じてきたとみるべきであろう。すなわち、郡視学は、郡費で雇われる判任官待遇という官吏でないよう官吏である地位にあり、しかも、郡視学の任免権が、被監督の各町村長から構成される郡会議及び郡参事会員の掌中であり、郡視学の監督者としての地位の弱さから生じてきたとみるべきであろう。

#### (四) 郡視学制度の成立

監督者としての郡視学の地位が強固になるのは、明治32年6月14日公布の『地方官官制中改正』によってであった。明治23年の小学校令においての郡視学制度の規定においては、任用資格、給与などについて明確な規定がなく、郡視学は、判任官待遇という官吏でなく官吏である地位にあり、各郡に必ずしも専任を設置する必要がなかったのに対し、この改正によって、郡視学は、地方官々制の中に位置づけられ、その任用資格、給与など明確に規定され、郡費で賄われる判任官待遇から地方費で賄われる判任官となり、明治33年4月1日から必ず各郡に一名設置されることになったことである。このように、郡視学制度は整備され、これは、大正15年の廃止まで変らなかったのである。

明治32年6月の地方視学制度の改革の特徴の一つは、『視学官及視学特別任用令』<sup>(17)</sup>(明治32年6月14日、勅令第260号)が公布され、視学官及び視学の任用資格が明確に規定されたことである。郡視学の任用資格も規定され、郡視学は、その資格に基づいて、任用されることになったのである。郡視学においても、「本令施行ノ際」だけ、特例が設けられたのであるけれども、しかし、郡視学の場合だけは、資格審査が行なわれ、資格に合う者だけが、明治33年4月1日附で、両任命されたのであった。例えば、長崎県北松浦郡視学であった小佐々憲は、「本月限り廢職ニ付来ル四月一日付ヲ以テ更ニ本郡視学ヘ任命四級俸御支給相成度此段内申候也」<sup>(18)</sup>と、北松浦郡長が明治33年3月



19日、長崎県知事に伺い、再任命されている。長崎県は、明治30年の地方視学（府県視学）の任用資格に基づいて、郡視学を任用していたので、全ての郡が、現職の郡視学の再任命を願い出て、それが認められているのである。その時、又は、その後、任命された郡視学は、全員、尋常小学校訓導兼校長か、高等小学校訓導兼校長から任命されている。明治33年4月1日、以降小学校教員→小学校々長→郡視学という階層的序列が出来上ったとみてよいであろう。

明治32年6月14日の『地方官々制中改正』により、「郡視学ハ……郡長ノ命ヲ承ケ学事ノ視察其ノ他学事ニ関スル庶務ニ従事ス」ることとなり、郡視学の職務は、学事視察と庶務と規定されたのであった。これは郡視学制度が廃止されるまで変わらないのである。郡視学の職務は、学事視察と庶務と規定されたのであるけれども、その両方の中、長崎県は、学事視察を重視し、それを督励したのであった。例えば、長崎県は、明治35年度の長崎県の郡視学島庁視学出張巡回に関する調査を行ない、前掲の長崎県の『郡視学職務規程』の「毎月少クトモ平均十五日以上学校ヲ巡視スルモノトス」という規定より少ない巡視を行なっている郡に対し、督励を行なったのであった。明治35年度の『郡視学島庁視学出張巡回ニ関スル調査』<sup>(19)</sup>は、図表（三）の通りである。この調査によると、七郡の中、五郡は220～250日の巡回を予定としている。一月の中、20日位を巡回日としているのである。しかし、西彼杵郡、壱岐郡の両郡を除けば、予定に達してない。北松浦郡106日、南松浦郡95日、南高来郡82日、東彼杵郡56日と、予定巡回日数より大幅に下廻っているのである。

これは、東彼杵郡、北松浦郡の場合においては、休職と、後任がなかなか決まらなかったことによるのであろう。しかし、それにしても、巡回日数が少ないので、長崎県は、郡から報告のあったすぐ直後の明治36年8月15日、「明治三十五年度中貴郡視学ノ出張巡回ヲ為シタル日数ハ本庁ノ予期シタル日数ニ比シ少カラサル（……）減差之レ有り候条来年ハ成ルヘク頻繁ニ出張巡回ヲ命セラルレ視察周到候様御取計相成度此段照会候也」<sup>(19)</sup>と、東彼杵郡、北松浦郡、南高来郡、南松浦郡長宛に指令している。（筆者註（）内に、南、北松浦郡長宛には、「甚シキ」という文字を記入している）。『郡視学職務規程』によると、一月に15回以上巡視しなければならないのに又、予定ではそれ以上の計画をたてているのに、実際には、西彼杵郡を除いて、一月に十日余りの巡視しかなされていないのである。そこで、長崎県は、巡視を督励しているのである。

長崎県は、巡視を督励する一方、明治35年から文部省によって開催された視学講習会に、郡視学を派遣したのであった<sup>(20)</sup>。そして、郡視学による学事統制を徹底させたのであった。その巡視する郡視学は、明治33年4月1日以前と相違し、小学校校長及び教員に対して、絶大な権限をもっていたのであった。前述した「郡視学排斥事件」が起きた時代には考えられない、「詰り高圧手段によって校長を誣り教員を誣ったという」<sup>(21)</sup>ことが、言われるなどの小学校長及び教員に対して実質的な人事権を郡視学がもつようになったのであった。このように、明治33年4月1日以降、強大な人事権をもつ郡視学が、しばしば、巡視し、小学

図表（三） 郡視学島庁視学出張巡回に関する調査（明治35年度分）

郡 島	出張巡回			予 算					増 減	
	度数	日数	旅費額	度数	日数	郡内出張旅費	参庁旅費	旅費合計	日数	旅費
西彼杵郡	63	291	304,030	47	254	323,500	—	323,560	減 37	減 19,530
東彼杵郡	31	162	231,630	29	218	267,080	14,540	281,620	減 56	減 35,450
北高来郡	44	160	207,860	25	179	217,220	13,950	231,200	減 19	減 9,360
南高来郡	19	163	249,160	33	245	285,500	16,370	302,170	減 82	減 36,640
北松浦郡	17	132	170,840	40	238	308,600	16,740	325,340	減 106	減 130,300
南松浦郡	22	129	195,800	23	224	259,680	20,940	310,620	減 95	減 93,860
壱岐郡	66	143	185,450	20	140	163,900	24,660	158,560	増 3	増 21,550
対馬島庁	9	87	161,880			217,600				減 55,720

備考 東彼杵郡ニ於テハ野田郡視学三十六年十二月十四日休職トナリ岩田郡視学同年三月三十日任命  
北松浦郡ニ於テハ片山郡視学三十五年七月二日転任シ松尾郡視学同年八月六日任命  
旅費ノ増減額ハ支出シタル実額ト予算中郡内出張巡回旅費額トヲ対照シテ計上シタルモノナリ。

校教育は、完全に、国家統制下に置かれるようになったのである。大正15年、郡視学制度が廃止されるまでは、町村の小学校教育は、郡視学の下に置かれたのであった。

### 内 お わ り に

明治23年の小学令によって、各郡に郡視学が一名設置されることになった。しかし、経済的理由その他で、郡視学の設置は進まなかったのである。郡視学が全国的に設置されるようになったのは、明治29年から30年にかけてである。長崎県も、明治30年4月1日から郡制が施行されるようになり、それに応じて郡視学制度が施されることとなったのである。長崎県は、『郡視学職務規程』と『郡視学俸給旅費規程』とを定め、それに基づいて、各郡は、規定を設け、郡視学を設置したのであった。しかし、郡視学を設置することは、財政的に大変であったので、県の規程以下の基準で設置しようとしたのであるが、県の強力な行政指導で、やっと、各郡は県の基準通りの郡視学を設置したので

あった。郡視学は、郡の学事全般の監督を司どったのであるが、しかし、郡視学の監督者としての地位は、明治33年4月1日以前は、強固なものでなかった。それは、壱岐郡々視学排斥事件が証左している通りである。

明治32年6月の『地方官々制中改正』によって明治33年4月1日から郡視学制度は整備され、郡視学の監督者としての地位は、強固となったのである。それと同時に、文部省及び県は、これを通じて、小学校教育の監督の強化を行なったのであった。例えば、郡視学の視察の強化、文部省の視学講習会の開催とそれへの派遣などを行ない、小学校教育の監督を強化し、徹底させようとしたのであった。又、郡視学の監督者としての地位が強固となり、町村立小学校校長及び教員の実質的人事権を郡視学は、もつようになったのである。すなわち、大正15年に郡視学制度が廃止されるまで、郡視学は、郡内の学事全般の監督者として絶大な権限をもつにいたつたのである。

### (註)

- (1) 全国的な郡視学の設置状況については、拙稿「郡視学制度の地方への定着過程」(日本教育学会編『教育学研究』第40巻第3号222~230頁)を参照されたい。
  - (2) (長崎県庁文書)『第三課事務簿 学制ノ部 明治二十五年六月 長崎県』
  - (3) 明確な月日は不明であるが、『第三課事務簿 学制ノ部 明治三十年自六月至十二月 長崎県』の中の「郡視学ノ件(壱岐郡)」の中に、明治30年3月、県から各郡に指令があったと明示してある。
  - (4) (長崎県庁文書)『第三課事務簿 学制ノ部 明治三十年自一月至五月 長崎県』
  - (5) 『長崎県達類纂 下附令達索引 長崎県内務部第一課』260~262頁
  - (6) 同上書 262頁
  - (7) (長崎県庁文書)『第三課事務簿 学制ノ部 明治三十年自六月至十二月 長崎県』
  - (8) (長崎県庁文書)『第三課事務簿 学制ノ部 明治三十一年自一月至四月 長崎県』
  - (9) (長崎県庁文書)『第三課事務簿 学校職員進退ノ部 明治三十年自七月至九月 長崎県』
  - (10) (長崎県庁文書)『第三課事務簿 学校職員進退ノ部 明治三十年自五月至六月 長崎県』
  - (11) (長崎県庁文書)『第三課事務簿 学校職員進退ノ部 明治三十二年自六月至九月 長崎県』
  - (12) 『官報』第4149号 明治30年5月5日 49頁
  - (13) 『長崎県議会史』第三巻 422頁
  - (14) (長崎県庁文書)『第三課事務簿 学校職員進退ノ部 明治三十二年自四月至五月 長崎県』
  - (15) (長崎県庁文書)『第三課事務簿 教員進退ノ部 明治三十二年自十月至十二月 長崎県』「教員懲戒処分ノ件」
  - (16) 同上書「郡視学退職ノ件」
  - (17) 『官報』第4785号 明治32年6月15日 233頁
- 第三條 道府県視学及郡視学ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ任用ス
- 一 三箇年以上師範学校 官立公立中学校官立公立高等女学校 又ハ官立公立実業学校ノ 学校長教諭又ハ助教諭ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者
  - 二 小学校本科正教員タル資格ヲ有シ三箇年以上官立学校ノ学校長ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者
  - 三 五箇年以上判任官トシテ教育ニ関スル職務ニ従事シ又ハ従事シタル者
- (18) (長崎県庁文書)『第三課事務簿 学校職員進退ノ部 明治三十三年自七月至九月 長崎県』「郡視学任用ノ件」
  - (19) (長崎県庁文書)『第三課事務簿 学制ノ部 明治三十六年自七月至八月 長崎県』「郡視学ノ出張巡回ニ関スル件」
  - (20) (長崎県庁文書)『教育課事務簿 学制ノ部 明治四十一年自一月至六月 長崎県』「視学講習会ニ関スル件」

	講習修了者	未修了者
県視学	2	1
郡視学	7	2
島庁視学	0	1

備考 県視学一名郡視学二名ハ講習修了後更任セリ

②) 註(1)を参照

教育界の大地震視学制度の効果には疑問がある。視学の更迭があると教員異動の噂が頻りに飛び、その間、種々の策を構じ、種々運動する傾向がある。そして少時すると、噂に違はず、噂に似た昇進、左遷が行われ、教員社会ではこれを『大地震』と呼んでいる。…………詰り高圧手段によって校長を蹴り教員を蹴った、という話が事実として伝えられている。